

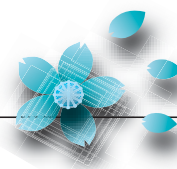
# 序論

# 序

第1節	計画策定の趣旨	10
第2節	計画の構成と期間	11
第3節	計画の進行管理	12

# 目次

# 第1節 計画策定の趣旨



## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成13年に策定した第6次土浦市総合計画を市政運営の指針として、様々な施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

また、平成18年2月には新治村と合併し、新生土浦市としての第一歩を踏み出したところです。

しかしながら、近年、少子高齢化の急激な進展、人口減少、産業構造の変化、地球規模での環境問題やIT社会の進展に伴うグローバル化、安全志向の高まりなど本市を取り巻く社会経済情勢は予想を超える速さで変化しています。

さらに、地方自治体においても「国から地方へ」、「官から民へ」などの各分野での制度改革や都市間競争が進む中、市民の価値観やライフスタイルの多様化に対応した施策の展開など、従来にない変革期を迎えています。

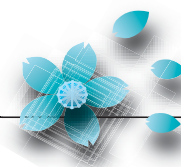
これら時代の潮流を的確にとらえ、将来にわたり、安心・安全で住みやすく、市民一人ひとりが生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着の持てるまちづくりを目指して、市民との協働による「新しい土浦」を実現するため、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする第7次土浦市総合計画を策定するものです。

## 2 計画の役割

この計画は、長期的展望の下、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営のための指針とするものであり、各施策や事業を展開する上での基本とするものです。

さらに、市民、団体、事業者と行政が相互の適切な役割分担と協働により、将来像の実現を目指して取り組んでいくための社会経済活動全般の指針とするものです。

## 第2節 計画の構成と期間



第7次土浦市総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

### 1 基本構想

基本構想は、まちづくりの目標を示す基本理念や将来都市像を定め、これを達成するための計画推進の基本姿勢と施策の大綱を明らかにし、総合的な市政運営の指針とします。

構想期間は、平成20年度から29年度までの10年間です。

### 2 基本計画（前期基本計画）

基本計画は、基本構想に掲げた計画推進の基本姿勢と施策の大綱に沿って、より具体的なまちづくり指標を明らかにし、具体的な施策推進の指針とします。

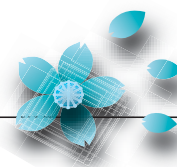
計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間です。

### 3 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策を実現するため、財政計画に基づいて、3カ年のローリング方式により必要な見直しを行い、毎年度の予算編成の指針とします。

平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
基本構想									
前期基本計画									
					後期基本計画				
3カ年実施計画									
3カ年実施計画									
3カ年実施計画									

# 第3節 計画の進行管理



第7次土浦市総合計画では、施策ごとにまちづくりのための「指標」と「目標値」を設定し、目的と成果について、市民にわかりやすい計画として策定します。

計画策定後は、基本計画期間中の進捗状況を継続的に検証するとともに、市民満足度調査の実施など、市民の視点からの成果と課題を把握し、後期基本計画(計画期間：平成25年度～29年度)策定のための基礎資料として、活用します。

これにより、「PLAN(計画)⇒DO(実施)⇒CHECK(評価)⇒ACTION(改善・改革)」のサイクルによるマネジメントシステムを確立し、計画の着実な推進を図ります。

## ■総合計画の構成とマネジメントシステムのイメージ

